

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等に加え、地球温暖化への対応や循環型社会の形成といった時代の要請にも対応する、国民にとって真に必要な社会資本であります。

政府における歳出改革継続の動きの中で、今後下水道事業費が削減されますと、中小市町村の事業推進が遅れるとともに、集中豪雨による内水氾濫被害への対応、合流式下水道の改善、高度処理の推進、さらには、施設の老朽化に伴う計画的な改築・更新が困難となり、国民の安全、環境、地域活性化に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

また、逼迫した地方公共団体の財政状況のもとで、下水道事業経営の一層の健全化を図るため、地方債及び地方交付税制度の充実など地方公共団体の負担額の軽減を図ることが必要であります。

国民的要請である下水道整備を早期かつ計画的に推進し、二十一世紀の望ましい社会を形成していくために、次の諸施策について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

一、下水道の着実な整備を図るため、平成二十二年度下水道事業予算については、前年度を上回る事業費を確保すること

一、地域間格差の早期解消及び地域の活性化のため、普及の遅れている中小市町村の下水道整備並びに接続促進に係る国庫補助制度の拡充を図ること

一、管路の老朽化や腐食に起因する道路陥没事故や施設の機能低下を未然に防止するため、下水道施設の改築・更新や改修の円滑かつ計画的な推進に向けた取り組みを強化すること

一、近年多発している内水氾濫や大規模地震に対応するため、下水道における浸水対策並びに地震対策に係る取り組みを強化すること

一、良好な水環境の形成のため、合流式下水道の改善、高度処理を推進するとともに、健全な水循環の再生と良好な水辺空間の創出へ向けた取り組みを強化すること

一、下水道事業における地球温暖化対策を図るため、下水道資源及び自然エネルギーの有効活用など、より一層の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを強化すること

一、過疎地域に係る下水道整備を促進するため、下水道の根幹的施設の整備を市町村に代わり都道府県が行う「都道府県代行制度」について、平成二十二年度以降も継続すること

一、地方債制度における良質資金の確保、償還期限の延長、借換制度の要件緩和及び補償金免除繰上げ償還制度の延長・要件緩和を図ること

一、下水道事業経営の健全化を図るため、地方交付税について算入率の引き上げ、高資本費対策に係る地方公営企業繰出し基準の緩和、資本費平準化債導入に伴う措置の緩和及び起債元利償還金に対する制度の充実を図ること

一、下水道経営計画策定や企業会計導入のための財政支援措置の拡充を図ること。

右、決議する。